

第 7 1 号議案

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には子が 2 歳に達するまで休業できることとするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで休業できることとするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 育児休業をすることができない非常勤職員（第2条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）で定めるもののほか、これに類する育児休業をすることができない非常勤職員を次のとおりとする。

改正案	現 行
ア 配偶者同行休業又は育児休業をした職員の業務を処理するため任期を定めて採用された職員 イ 定年による退職の特例により、定年退職日の翌日以後引き続いて勤務している職員 ウ 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	
(7) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であり、養育する子が1歳6か月到達日（(3)クに該当する場合は2歳到達日）までに引き続き採用されないことが明らかでない者等であつて、勤務日数を考慮して規則で定めるもの	(7) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であり、養育する子が1歳6か月到達日までに引き続き採用されないことが明らかでない者等であつて、勤務日数を考慮して規則で定めるもの
(4) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者で次のいずれにも該当するもの a 子の1歳到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合 b 子の1歳到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合 (5) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている者で、任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、採用日を初日とする育児休業をしようとするもの等	

【参考】育児休業法で定める育児休業をすることができない職員

- ・ 育児短時間勤務をした職員の業務を処理するため採用された短時間勤務職員
- ・ 臨時的に任用される職員

(2) 非常勤職員が育児休業をすることができる期間

(第2条の3及び第2条の4関係)

非常勤職員が育児休業をすることができる期間は、次のとおりとする。

子の養育の事情	育児休業をすることができる期間
ア イからエまで以外の場合	子の1歳到達日まで
イ 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合において非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合	子の1歳2か月到達日まで
ウ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当するとき。 (ア) 子の1歳到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合 (イ) 子の1歳到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合	子の1歳6か月到達日まで
エ 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当するとき。 (ア) 子の1歳6か月到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合 (イ) 子の1歳6か月到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合	子の2歳到達日まで

(3) 再度の育児休業ができる特別の事情（第3条関係）

既に育児休業をしたことがある子について再度の育児休業ができる特別の事情を次のとおりとする。

改正案	現行
ア 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に該当することとなった場合 (ア) 死亡した場合 (イ) 養子縁組等により職員と別居することとなった場合	
イ 育児休業をしている職員が、育児休業に係る子以外の子に係る育児休業をしようとするため、育児休業の承認が取り消された後、承認に係る子が次に該当する	

<p>こととなった場合</p> <p>(ア) 死亡した場合</p> <p>(イ) 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(ウ) 特別養子縁組の成立の請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま里親である職員への委託の措置が解除された場合</p> <p>ウ 育児休業をしている職員が、休職又は停職の処分を受けたことにより育児休業の承認が効力を失った後、休職又は停職の期間が終了した場合</p> <p>エ 育児休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより育児休業の承認が取り消された後、職員が当該子を養育することができる状態に回復した場合</p> <p>オ 育児休業の終了後、3月以上の期間を経過した場合</p> <p>カ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じ、育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった場合</p> <p>キ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当する場合</p> <p>(ア) 子の1歳到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合</p> <p>(イ) 子の1歳到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合</p>	<p>ク 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、子の1歳6か月に到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当する場合</p> <p>(ア) 子の1歳6か月に到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合</p> <p>(イ) 子の1歳6か月に到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合</p> <p>ケ 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている者で、任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、採用日を初日とする育児休業をしようとする場合等</p>
---	--

(4) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日

地方公務員の育児休業等に関する法律抜粋

(育児休業の承認)

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員，臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は，任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて，当該職員の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて，当該職員が現に監護するもの，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため，当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあつては，当該子の養育の事情に応じ，1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは，2歳に達する日））まで，育児休業をすることができる。ただし，当該子について，既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に，職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは，条例で定める特別の事情がある場合を除き，この限りでない。

(第2項及び第3項省略)

芦屋市職員の育児休業等に関する条例施行規則で定める主な内容

子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

(条例第 2 条の 4 第 2 号関係)

次に掲げる場合とする。

- (1) 子について、保育所若しくは認定こども園における保育又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で子の 1 歳 6 か月到達日後の期間も引き続き養育する予定であったものが次のいずれかに該当することとなった場合
  - ア 死亡した場合
  - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
  - ウ 子と同居しないこととなった場合
  - エ 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 1 4 週間）以内に出産する予定である場合又は産後 8 週間を経過しない場合



芦屋市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月に到達日」という。)<u>(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(<u>第2条の3第3号において「1歳6か月に到達日」という。</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>

改正案	現 行
<p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数</p>	<p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合</p> <p>(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より</p>

改正案	現 行
<p>を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で</p>	<p>後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で</p>

改正案	現 行
<p>定める場合に該当する場合  <u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</u></p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>第2条の5 (省略)  (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなった</p>	<p>定める場合に該当する場合</p> <p>第2条の4 (省略)  (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなった</p>

改正案	現 行
<p>こと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</p> <p>(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p>	<p>こと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</p> <p>(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p>

改正案	現 行
<p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事</p>	<p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事</p>